

お客様各位

株式会社U-NEXT

## サービス利用規約改定のお知らせ

平素は、「U-Pa! for Biz サービス」をご愛顧いただき厚く御礼を申し上げます。  
この度、2017年3月1日付けで、株式会社U-NEXT（以下、「弊社」といいます。）が定める以下のサービス利用規約を改定し、同日付で実施いたします。

改定内容および改定される条文については以下をご覧ください。

### 記

#### ■改訂日

2017年3月1日

#### ■改訂されるサービス利用規約

U-Pa! for Biz サービス利用規約 (<http://bb.unext.co.jp/terms/>)

#### ■改定のポイント

- ・U-Pa! for Biz サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用料金のお支払い方法につきまして、従来【その他当社の定める方法】としてお選び頂いておりましたNTTファイナンス株式会社が提供する電話料金合算サービスを主なお支払い方法に変更し、記載を改めました。
- ・本サービスの利用料金のお支払い期日経過後も、当該料金を支払わない場合、事前の通知、催告を行った上で弊社から本サービスの利用契約を解約することがあることについて新たに定めました。

#### ■改訂される条文の新旧対照表

本書別紙をご覧ください。

以上

## U-Pa ! for Biz サービス利用規約(新旧対照表)

変更前(平成 28 年 11 月 17 日版)	変更後(平成 29 年 3 月 1 日版)
<p>第 10 条(承諾) 1 項 3 号 (3) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合</p>	<p>第 10 条(承諾) 1 項 3 号 (3) 申込者の利用料金の決済に用いるNTTファイナンス株式会社が提供する電話料金合算サービス(以下、「電話料金合算サービス」といいます。)の登録に関する承認が確認できない場合</p>
<p>第 11 条(契約者の登録情報等の変更) 1 項 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます)、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。</p>	<p>第 11 条(契約者の登録情報等の変更) 1 項 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いる支払手段の変更、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。</p>
<p>第 13 条(当社からの解約) 2 項 2.当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 10 条(承諾)第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合又は第 32 条(利用の停止)1 項各号に該当することが明らかになった場合、第 32 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。</p>	<p>第 13 条(当社からの解約) 2 項 2.当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 10 条(承諾)第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合又は第 32 条(利用の停止)1 項各号に該当することが明らかになった場合、第 32 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。</p>
<p>第 20 条(利用料金の支払方法) 1 項 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。 (1)クレジットカード (2)その他当社の定める方法 2 項 2.利用料金の支払が前項第 1 号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。</p>	<p>第 20 条(利用料金の支払方法) 1 項 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。 (1)電話料金合算サービス (2)その他当社の定める方法 2 項 2.利用料金の支払が前項第 1 号に定める電話料金合算サービスを利用したクレジットカード決済の場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。</p>
<p>第 32 条(利用の停止) 1 項 2 号 (2)本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合 1 項 3 号 (3)本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合 1 項 4 号 (4)当社指定の決済方法登録申込書 が返送期限までに到着していない場合 4 項 4.当社は、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。</p>	<p>第 32 条(利用の停止) 1 項 2 号 (2)本サービスの利用料金の決済に用いる電話料金合算サービスの利用契約が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合 1 項 3 号 (3)削除 1 項 4 号 (4)削除 4 項 4.当社は、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的に電話料金合算サービス以外の決済方法を用いて利用料金を支払うことを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。</p>